

茨城県報

第5961号

昭和46年11月1日

月曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

	ページ
●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課)	1
●救急病院として認める医療機関(医薬務課)	2
●県営復生地区土地改良事業計画の縦覧(農地管理課)	2
●道路の区域変更(道路維持課)	2
●道路の供用開始(〃)	3
●道路の供用廃止(〃)	4
●公有水面埋立て工事のしゅん功期間の伸長の許可(河川課)	4
●道路位置の指定(建築住宅課)	4
●基本測量の終了(用地室)	6
●収納代理金融機関の指定(出納事務局)	6
●幸田土地改良区役員の就退任(境土地改良事務所)	6

公 告

●土地立ち入り測量(2件)(用地室)	7
--------------------------	---

正 誤

●昭和46年10月14日付茨城県報号外中	8
----------------------------	---

告 示

茨城県告示第1109号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第2条に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定に関し次の事項を告示する。

昭和46年11月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
水医 191 46.10.15	小関外科医院	外, 整外, 胃 皮泌, 放	水戸市千波町 久保347の1	小 関 国 夫	新規開設
日医 115 46.10.12	鈴木医院	内, 小	日立市弁天町 1-15-4	鈴 木 雅 美	新規開設 (移転) (改築)
〃 51 46.10.10	荒川外科医院	外, 整外, 皮 泌	〃 若葉町 3-13-2	荒 川 亮	再指定

歯 科

竜歯 17 46.10.15	野上歯科医院	歯	竜ヶ崎市駒馬町 595の1	野上雄一	新規開設
城歯 8 46.10.4	塚原歯科医院	〃	結城市白銀町326の1	塚原和男	再指定

薬 局

水薬 59 46.10.15	西原薬局	調 剤	水戸市西原2—17—21	秋山甲子	新規開設
〃 60 〃	コバヤシ薬局	〃	〃 東原2—8—9	小林 豊	〃

茨城県告示第1110号

次の医療機関を救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づく救急病院として認めたので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和46年11月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名 称	所 在 地
岩 本 病 院	猿島郡猿島町沓掛850

茨城県告示第1111号

土地改良法第87条第1項の規定に基づき、県営榎生地区土地改良事業計画につき、土地改良事業計画を定めたので、同条第4項の規定により、公告し関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和46年11月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

県営榎生地区土地改良事業計画書写し

2 縦 覧 期 間

昭和46年11月12日から昭和46年12月4日まで

3 縦 覧 場 所

下館市役所

茨城県告示第1112号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和46年11月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年11月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

道路の種類	路線名	区 間	旧新の別	敷地の員幅	延長	摘要
県道	結城下妻線	結城市大字西小塙一般国道50号線 分岐から	旧	メートル 最大 21.6 最小 5.0	メートル 15,626.1	
		下妻市大字下妻字新町丁196番 一般国道125号線交点まで				
県道	下妻真壁線	結城市大字西小塙一般国道50号線 分岐から	新	最大 21.6 最小 5.0	16,106.1	
		下妻市大字下妻字仲町丁255番 一般国道125号線交点まで				
県道	下妻真壁線	下妻市大字下妻字西町乙178番 一般国道294号線分岐から	旧	最大 14.5 最小 5.1	17,070.7	
		真壁郡真壁町大字真壁 県道石岡下館線交点まで				
県道	下妻水道線	下妻市大字下妻字本宿乙831番 一般国道294号線分岐から	新	最大 14.5 最小 5.1	16,455	
		真壁郡真壁町大字真壁 県道石岡下館線交点まで				
県道	下子水道線	下妻市大字下妻字下子町戊188番の2 一般国道125号線分岐から	旧	最大 12.0 最小 5.0	21,211.9	
		水海道市新井木町県道土浦野田線 交点まで				
県道	下妻停車場線	下妻市大字下妻字下子町戊62番の2 一般国道125号線分岐から	新	最大 12.0 最小 5.0	21,007.9	
		水海道市新井木町県道土浦野田線 交点まで				
県道	下妻停車場線	下妻市大字下妻下妻停車場から	旧	最大 10.3 最小 8.8	144	
		下妻市大字下妻字栗山乙353番 一般国道125号線交点まで				
県道	下妻停車場線	下妻市大字下妻下妻停車場から	新	最大 11.0 最小 8.8	534	
		下妻市大字下妻字上町丁119番 県道結城下妻線交点まで				

茨城県告示第1113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は昭和46年11月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年11月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県 道	結 城 下 妻 線	下妻市大字下妻字新町丁196番から 下妻市大字下妻字仲町丁255番まで	昭和46年11月1日
県 道	下妻停車場線	下妻市大字下妻字上町丁119番から 下妻市大字下妻字栗山353番まで	昭和46年11月1日

茨城県告示第1114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和46年11月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和46年11月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

道路の種類	路 線 名	供 用 廃 止 の 区 間	供 用 廃 止 の 期 日
県 道	下 妻 真 壁 線	下妻市大字下妻字西町乙178番から 下妻市大字下妻字本宿乙831番まで	昭和46年11月1日
県 道	下子水海道線	下妻市大字下妻字下子町戊188番の2から 下妻市大字下妻字下子町戊62番の2まで	昭和46年11月1日

茨城県告示第1115号

昭和45年5月14日茨城県告示第670号で告示した公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条
の規定に基づく公有水面埋立ての免許については、しゅん功期日を昭和46年12月25日とすることを
許可した。

昭和46年11月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1116号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規
定に基づき公示する。

昭和46年11月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A				
番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 m	延 長 m
1	46.11.1	日立市日高町3丁目67, 68-3	4.00	23.60
2	"	" " 4丁目167-3, 169-4	4.00	34.50
3	"	" 滑川町字足房2999-12, -13, -14, -15, -16	4.00	16.40
4	"	" 久慈町字東堀古4663-3, 153街区ルーC号	4.00	34.45
5	"	" 大久保町5丁目2-4	4.00	34.50
6	"	竜ヶ崎市字立野5105-4, -7, -8	4.25	19.30
7	"	" 川原代町字小屋1012-4, 1013-2	4.00	35.00
8	"	" 南中島町菅沼152-9, 153-4, 154-4	4.30	33.75
9	"	鹿島郡神栖町平泉外十二入会字大野368-20	4.10	85.70
10	"	日立市中成沢町1-1208-2, 1-1202-2	4.00	34.10
B				
1	46.11.1	鹿島郡神栖町知手南部団地176-2	6.00	51.00
2	"	" " 大字平泉外十二入会字大野258	4.00	32.00
3	"	" " " " 257	4.00	32.00
4	"	" 鹿島町大字宮中字新町附2071-3	6.50	53.20
5	"	" " 大字粟生浜2693-6	4.00	35.00
6	"	" " " 2887-28	4.00	32.40
7	"	勝田市中根字柴田5254-1	4.00	35.00

茨城県告示第1117号

測量法第4条の規定に基づく基本測量が次のとおり終了した旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和46年11月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量(1/25,000地形図修正測量)
- 3 作 業 終 了 日 昭和46年9月29日
- 4 作 業 地 域
 - 水海道市, 竜ヶ崎市, 取手市
 - 猿島郡岩井町, 総和町, 五霞村
 - 北相馬郡守谷町, 藤代町, 利根町
 - 稲敷郡河内村, 莖崎村, 牛久町, 阿見町
 - 筑波郡谷和原村, 伊奈村, 谷田部町

茨城県告示第1118号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第4項の規定により県の公金の収納事務のうち県税及びこれに伴う税外収入金の収納事務を取扱わせるための金融機関を、昭和46年10月29日、次のとおり指定したから同条第7項の規定により告示する。

昭和46年11月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

収納代理金融機関の名称	位 置
株式会社足利銀行土浦支店	茨城県土浦市字本町902番地

茨城県告示第1119号

猿島郡岩井町大字岩井4365に事務所を置く幸田土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和46年11月1日

茨城県境土地改良事務所長 安 達 敏 三

1 退 任					
	住 所	職 名	氏 名	摘 要	
	猿島郡岩井町大字幸田677	理 事	小 林 義 正	理 事 長	
	〃 〃 〃 806	〃	小 林 正 治		
	〃 〃 〃 958	〃	篠 塚 文 雄		
	〃 〃 〃 776	〃	篠 塚 武 平		

猿島郡岩井町大字幸田777	理 事	小 林 敏 之	
" " " 795	"	小 林 昭 吾	
" " " 982	"	小 林 富 士 夫	
" " " 938	"	小 林 正	
" " " 689	"	小 林 新 藏	
" " " 835	"	小 林 高 男	
" " " 692	"	小 林 弥 市	
" " " 831の1	監 事	小 林 武 雄	総括監事
" " " 753	"	小 林 義 雄	
" " " 937	"	小 林 善 吉	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡岩井町大字幸田677	理 事	小 林 義 正	理 事 長
" " " 776	"	篠 塚 弘	
" " " 957	"	直 江 伸 男	
" " " 692	"	小 林 弥 市	
" " " 795	"	小 林 昭 吾	
" " " 835	"	小 林 高 雄	
" " " 968	"	篠 塚 利 雄	
" " " 793	"	小 林 佑 吉	
" " " 919	"	篠 塚 哲 郎	
" " " 768	"	小 林 新 三	
" " " 772	"	小 林 満	
" " " 831の1	監 事	小 林 武 雄	総括監事
" " " 937	"	小 林 善 吉	
" " " 681	"	小 林 淑 郎	

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和46年11月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川那珂川水系沢渡川改修工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

水戸市石川町字中谷津, 字石川久保, 字南谷津, 字橋場, 字弁天谷津及び字岡田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和46年11月1日から昭和47年3月25日まで

1 起業者の名称 茨城県

2 事業の種類 県道石岡笠間線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

西茨城郡友部町大字南小泉字庄司前, 字後田, 字善九郎, 字谷山, 字古耳, 字三牧場, 字庄司山, 字念仏塚, 字堀込, 字雨堤

〃 大字下加賀田, 字坂上, 字竜下, 字中土井, 字日向, 字雨堤, 字浜井場, 字愛宕下, 字清水, 字富士下, 字若林, 字猿渡道, 字弁財

〃 大字平町字八反山, 字千載, 字小人町, 字本町, 字殿町, 字新善光寺, 字並松, 字一丁田, 字北窪, 字堂前, 字北久保, 字海老根前, 字諏訪, 字諏訪山, 字松葉沢, 字諏訪下, 字堂浄山, 字兼田, 字西田, 字ニタ沢

〃 大字太田町字海老根前, 字西町淵, 字諏訪前, 字北久保, 字寄井, 字清水, 字諏訪後, 字兎窪, 字ニタ沢

4 立ち入ろうとする期間 昭和46年11月8日から昭和47年3月25日まで

正 誤

昭和46年10月14日付茨城県報号外中, 下記のとおり誤りがあつたので訂正する。

記

ページ	行	正	誤
1	7	茨城県公安委員会 委員長 豊崎 昇	茨城県公安委員会 委員長 新堀 正孝

●取手都市計画事業戸頭土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の確定について

昭和46年12月5日執行する取手都市計画事業戸頭土地区画整理審議会委員の選挙人名簿につい

て、昭和46年10月5日から2週間縦覧に供したが異議の申出がなかつたので原案のとおり確定する。

昭和46年11月1日

日 本 住 宅 公 団

~~~~~  
**●取手都市計画事業戸頭土地区画整理審議会の選挙すべき委員及び予備委員の数について**

日本住宅公団法施行令(昭和30年政令第124号)第7条において準用する土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第22条第4項の規定に基づき、昭和46年12月5日執行する取手都市計画事業戸頭土地区画整理審議会の選挙すべき委員及び予備委員の数を次のように公告する。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 1 土地所有者から選挙する委員の数      | 11名 |
| 2 借地権を有する者から選挙する委員の数   | 1名  |
| 3 土地所有者から選挙する予備委員の数    | 5名  |
| 4 借地権を有する者から選挙する予備委員の数 | 1名  |

昭和46年11月1日

日 本 住 宅 公 団

県政の総覧 …… 県民の六法

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和46年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所